

令和 8 年度第 1 回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 令和 8 年（2026 年） 5 月 15 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 3 時

場 所 小田原市観光交流センター イベントスペース

出席者 文化財保護委員

勝山委員（副委員長）、岩橋委員、大谷津委員、小沢委員、差波委員、
長塚委員、平田委員、山本委員

※欠席委員 相澤委員（委員長）、田尾委員

小田原市

文 化 部：門松担当部長

文化財課：小林課長、土屋係長、石黒係長、坂爪主査、伊藤主任

小田原城総管理事務所：岡所長、佐々木副所長

傍聴者 なし

1 開会

2 文化部担当部長あいさつ

3 議事

（1）報告事項

ア 令和 8 年度における組織体制について

事務局が資料 1 に基づき説明。

（1）報告事項 ア 令和 8 年度における組織体制について説明する。

先ほどの担当部長のあいさつにもあった通り、令和 8 年度に組織体制の変更があった。

1 目的であるが、これまで史跡整備や歴史的建造物の保存活用等については、文化財課を含む複数の課において実施してきた。一層の事務の効率化を図るため、今年度機構改革を行い、一体的な事業実施を図るものである。

2 内容は、具体的な機構改革の内容を示しており、小田原城総管理事務所を経済部から文化部に移管するとともに、文化財課史跡整備係を小田原城総管理事務所に移管した。また、文化財課に歴史まちづくり係を新設し、文化政策課及び都市政策課から歴史的建造物に関する事務などを移管した。

3 実施日であるが、年度初めの令和 8 年 4 月 1 日に機構改革を実施し、引継ぎ等を行いながら事務業務を行っている。

4 機構改革後の主な事務分掌であるが、太字幹線の箇所が機構改革により変更になった箇所になる。組織体制の報告については以上である。

質疑

副委員長

昔に戻ったのか。昔、観光課ではなく、こちらでやっていたことがあるのか。

事務局

城址公園については、少し前は観光課の下に城址公園係があり、それが平成 28 年度か 29 年度に、小田原城総合管理事務所という 1 つの課相当のものになった。史跡整備係については、文化財課のほうでずっと持っていたが、その事務を、特に小田原城と石垣山に関することを、総合管理事務所のほうに係として持ってきて、一体化して保存活用していこうということになった。

副委員長

いい方向に改革されているならよろしいが。

委員

郷土文化館との関係はどうか。文化財の保存管理公開活用というところは、博物館の活動とすごく密接になると思うが、連携は取られるのか。

事務局

今回説明申し上げたのは組織の機構改革があったという説明であり、郷土文化館については、文化財課で発掘した出土品等を展示していただいている。また連携を取ってデジタルミュージアム等も行っているので、郷土文化館と文化財課に関しては連携を取って今後もやっていくということで考えている。

委員

入っていても良かったような気もする。

事務局

あくまでも今回機構改革があったという説明なので。

委員

わかった。

イ 令和 7 年度文化財関連主要事業の結果について

事務局が資料 2 に基づき説明。

(1) 報告事項 イ 令和7年度文化財関連主要事業の結果について説明する。

資料2-1に令和7年度の結果がある。先ほどご報告した通り、機構改革により事務分掌に変更があるので、昨年度の資料までの「文化財課主要事業の結果」ではなく「文化財関連主要事業の結果」として、文化財課以外の事業についても掲載してある。進めていくと、事業内容にカメラマークが付いている箇所、2ページ目3ページ目にそういったものがあるが、カメラマークが付いている箇所については、資料後半に実績写真を付けてあるので、あわせてご確認をお願いする。

では報告に移る。まず項目1の文化財保護委員会運営事業では、委員会を2回開催し、市指定文化財の新規指定についてご協議いただき、基礎調査の結果報告等をさせていただいた。また、「文化財保存活用地域計画」についてもご協議いただいた。3回目については、年度末に実施する予定であったが、調整等により見送りさせていただいている。

続いて、項目2の史跡小田原城跡保存活用整備事業では、「史跡小田原城跡調査・整備委員会」を3回開催、2ページ目の「史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会」を3回開催し、引き続き、御用米曲輪の整備方針や史跡全体の整備について協議を行った。また、御用米曲輪の発掘現場においては、戦国時代の石組水路が検出されるなどの発見があった。石組水路の検出状況、御用米曲輪の見学会の様子は、6ページ左上の写真①に石組水路の検出状況と3月20日に行った見学会の様子が写っている。

2ページ目に戻り、項目3から5は城址公園の管理等に関する事業で、工事として天守北側空堀法面復旧工事や公園内の電線地中化工事等を行った。

3ページ、項目6の史跡等用地取得事業では、城内地区で約197㎡を公有化した。取得した土地については、6ページの写真②で取得地の位置図と現地の様子の写真を写している。全体の状況については、資料3-2買上予定地位置図、赤枠が国史跡指定地内で、青く塗られている箇所が令和6年度以前までに土地を取得した箇所、黄色の箇所が令和7年度に取得した箇所である。小さくて申し訳ないが、地図の中央に四角囲みである本丸二の丸隣接諸郭の右上に青と緑に囲まれた小さい黄色い点が、令和7年度に取得した先ほどの写真の地区になる。なお、コメントが書いてある赤色の点は、後ほど説明する令和8年度の買上予定地である。残りの緑は今後9年度以降の買上予定地となっている。

資料2-1の3ページに戻り、続いて項目7の史跡石垣山保全対策事業では、南曲輪石垣の保全対策工事を実施した。なお令和7年度に事業完了しなかったため一部8年度に繰り越したが、4月中旬に工事完了となっている。

続いて項目8の指定文化財等保存修理事業では、破損した文化財説明看板の更新等を行った。場所は市内東部の上曽我地区にある石像大日如来を祀る大日堂の説明看板で、指定文化財ではないが、地域で守り継いでいるものについての説明看板である。更新した看板は7ページの写真③である。写真キャプションが石像大仏如来となっているが、正しくは大日如来であるので、申し訳ないが修正願います。

3ページに戻り、項目9の文化財保存修理等助成事業では、指定文化財の所有者への支援を行った。例年実施している文化財所有者への管理奨励金に加え、指定文化財等保存修

理事業補助金の交付として、天然記念物の樹勢回復や曼荼羅図、仏像の修復、また民俗芸能団体を対象とする補助を行った。また民俗芸能保存団体への支援であるが、「小田原民俗芸能保存協会後継者育成発表会」を三の丸ホールで開催したほか、相模人形芝居を継承する県内5座が協力して開催している大会も南足柄市文化会館を会場に行われ、こちらも盛況に終わった。

4 ページ、項目 10 の文化財公開事業では、文化財建造物保存・公開事業として文化財建造物の観覧会を実施した。開催場所はここに書いてある建物であるが、令和7年度は所有者との調整により静山荘は公開されなかったが、多くの方に2日間ご来場いただくことができた。また埋蔵文化財保存活用公開事業として、最新出土品展 2025 と特別展示「古墳時代前期の謎に挑む」を11月から12月中旬まで、遺跡調査発表会と遺跡講演会を11月15日、16日の両日で。年度末に遺跡見学会を実施した。

続いて項目11の緊急発掘調査事業では、市と民間を合わせた緊急発掘調査を11件、市が試掘調査を33件実施し、調査報告書を4件分刊行した。詳細については資料2-2で状況と件数が表に示してある。発掘調査は、調査原因となる開発事業・建築事業数により増減する。遺跡内で行われる開発工事に際しては、文化財保護法による届出・通知の提出が必要になるが、昨年度はその件数が上段 表の1 右下の合計、202件であった。その結果、試掘・確認調査、本格調査を実施する必要が生じた件数が中段の表2右下の数字で、46件になる。また、下段の表3には建築確認申請の処理状況について3か年の実績を記載した。そして、実際の発掘調査箇所は資料2-3に位置図と一覧表を載せている。発掘成果という意味での特筆すべき所は、No. 6「小田原城三の丸箱根口跡第5地点」になる。こちらについては、小田原城三の丸箱根口門が改修されたことを示す遺構が初めて確認された。市でもトピックスとして挙げ、掲載していただいた新聞社もあった。

資料2-1に戻り、5 ページ項目12の歴史的風致維持向上計画推進事業と歴史的建造物整備活用事業になる。歴史的風致形成建造物については、指定候補を2件追加した。また、改修整備費補助を1件、板橋の柑桔荘に対する補助を行った。また、市有施設として旧内野醤油店の整備については継続的に行っており、主な改修内容の3つ目、工場の解体撤去については10月31日完了として登録有形文化財の現状変更の報告を県に行った。県を経由して文化庁に1月14日付で受理された。

令和7年度の主要事業の報告は以上である。

質疑

委員

石垣山城の事業が昨年度行われたそうであるが、その内容は南曲輪の樹木の伐採と、ネットを張る継続ということか。

事務局

今お話しされた通り、南曲輪にワイヤーネットがかかっている、その工事に伴い樹木の

伐採を行った。その箇所を令和7年度に行い、一部作業が残ったので繰り越して4月中に完了したところである。

委員

現状完了した所は、一般の観光客の立ち入りは良いのか。

事務局

なるべく近づかないように、これ以上入らないでくださいという看板を設置したり、これ以上行かないように規制線を張らせていただいたりしているが、近くに寄って見ることはできる。

委員

南曲輪の西側は終わったということで、まだ入れない西曲輪の北のあたりとか、今後そちらのほうも検討していただけると良いと思う。

事務局

今の所、災害復旧工事という応急工事ということで、長く井戸曲輪の石垣等をやっていて、昨年度は南曲輪のほうをやったが、これで今の所は完了ということで、すぐに崩れそうな石垣は押さえるということをやっており、今の所はそれで終わるということで考えている。

委員

将来的に検討して頂いて。ガイドして案内するほうとしてはネットを張られるのは残念である。樹木はだいぶ伐採されて見栄えがすごく良くなったので良かった。

委員

5 ページにある歴史的風致維持向上計画推進事業の部分であるが、先ほど説明のあった機構改革で歴史まちづくり係が文化財課の中に入った。で、今ここでは建造物の修理について書かれているが、市指定の建造物と国登録の建造物は文化財係が担当で、歴史的風致形成建造物は歴史まちづくり係が担当と認識しているが、この場合、例えば旧内野醤油店は、国登録でもあり歴史的風致形成建造物でもあるといったときに、これは8年度まで修理は続くと思うが、どちらが修理の担当をされるのかをお伺いしたい。

事務局

歴史的風致形成建造物等と、登録有形文化財の旧内野醤油店の関係であるが、今回歴史まちづくり係が新設され、歴史的風致維持向上計画の事務が都市政策課にあったものが文化財課に移った。こちらの事業については引き続き歴史まちづくり係が担当するというこ

とになっている。それから文化政策課のほうで建造物の活用ということでやっていたが、その部分も歴史まちづくり係がやるということになった。であるので、登録有形文化財ではあるが、歴史まちづくり係のほうでやっていくという分けをしている。登録有形文化財の修繕等にかかる事務も歴史まちづくり係に移管している。

委員

旧内野醤油店の場合には、元々登録有形文化財になっていたものが今まで都市政策のほうにあって、どちらかというと活用とか観光のほうを重視して計画を立てられたというのが文化財の保護の観点から言うと齟齬があったと思っている。それもあって機構改革で歴史まちに関わることが文化財課の中に入ったと理解している。だから本来であれば、登録有形文化財になっていてかつ歴史的風致形成建造物になっているものが一つの課に入っているのであれば文化財行政として修理をちゃんと見ていただくという形が良いと思っているが、結局中に入っても完全に縦割りにになっているのであれば、あまり機構改革しても変わらないのではないかという印象だが、いかがか。

事務局

指定とか登録、または国に進達する部分については文化財課の中の文化財係が今後とも担う。その所の連絡調整は一つの課の中で行うので、今までと違って所管が違うので認識の違いで事業が勝手に進むといったことは無くなると思う。

委員

ぜひお願いしたい。

事務局

気を付けて事務を進めたいと思う。

委員

もう一つよろしいか。先ほどの資料3-2で城跡の買上予定位置図があるが、これの名称が気になっている。例えば令和8年度の買上予定地は予定地という呼び方でわかるが、令和9年度以降買上予定地と言うときに、某施設の敷地もみんな予定地と呼ばれていて、候補地と言うのならまだわかるが、予定地という呼び方はどうなのか。

事務局

ご指摘はごもっともである。今後とも資料の作り方は気を付けたいと思う。

委員

某施設が見たらクレームが付きそうな気がする。

副委員長

これは、こういう呼び名になっていたというわけではなくて、図として書いたのか。

事務局

将来的には、某施設のある所に関しても史跡整備をしたいという市の基本方針はある。ただ、某施設がそこにいて運営されている限り、こちらから強制的にということは考えていない。そこは某施設との協議で、あちらのほうから買って欲しいということであればこちらはそれに応じるという体制で考えている。

委員

御用米曲輪の調査は、引き続き継続ということによろしいか。

事務局

御用米曲輪の調査は、令和8年度も引き続き行う予定である。

副委員長

7 ページの大日如来の看板を付けた所でお願いだが、夏になると葛に覆われてしまうので、そのあたりの管理を。看板を作ったけれど葛に覆われてしまっは格好悪いので、しっかりやっていただければと思う。

事務局

保全、管理も含めて注意していきたいと思う。

ウ 令和8年度文化財関連主要事業について

事務局が資料3に基づき説明。

(1) 報告事項 ウ 令和8年度文化財関連主要事業について説明する。

こちら、令和7年度と同じく、文化財課主要事業ではなく文化財関連主要事業として、文化財課以外の事業も掲載している。

資料3-1、項目1の本委員会の開催は、本日を含め年2回から3回を予定しているので、よろしくお願いする。また近くになったら日程調整等の相談はなるべく早めにさせていただく。

項目2の史跡小田原城跡保存活用整備事業、こちらは機構改革により、小田原城総合管理事務所の事業となった。「史跡小田原城跡調査・整備委員会」と「史跡小田原城跡御用米曲輪戦国期整備検討部会」の開催、御用米曲輪での発掘調査等を引き続き行っていく。

項目3から5は城址公園の管理に関する事業で、工事として屏風岩西堀法面復旧工事や

二の丸観光案内所耐震化基本設計を行うとともに、植栽管理や公園内の整備を行っていく。

2 ページ、項目 6 の史跡等用地取得事業では、城内地内・城山地内の土地について公有化を進める。公有化する土地については、先ほどの資料 3－2、城内地内が図の右側に書いてある令和 8 年度買上予定地（城内）、城山地内が左下のほうにある城山四丁目になる。

資料 3－1、項目 7 の指定文化財保存管理事業では、引き続き、市所有の史跡・文化財等の適切な維持管理に努めるとともに、指定文化財等の説明看板の更新を行う。

項目 8 の文化財存修理等助成事業では、管理奨励金については文化財所有者に定期的にお渡ししている奨励金。2 の指定文化財等保存修理補助金のうち新規案件について説明する。（6）勝福寺と八幡神社境内の樹叢保存修理については、令和 7 年度もやっていたが補助金要望時期の関係で県補助金のみを交付していた。令和 8 年度は市も補助金を交付する。内容としては、境内の樹叢・樹木が、サギの営巣による糞や、親鳥から雛へ餌を渡すときの魚などの落下があり、悪臭や樹木育成にも影響があるため、サギの被害対策を目的とした樹木高所の剪定・枝打ち・伐採等を行う。3 山車等修繕費補助金については、令和 8 年度に新たに創設した補助金である。古くから地域に根差した祭礼文化の保存継承を支援するため、自治会が所有する山車・神輿（寺社所有の物は除く）の修繕費用の一部を補助する精度である。その下、民俗芸能の関係では、相模人形芝居の総合調査について、令和 7 年度に続き、令和 8 年度・9 年度も実施する。

3 ページ、項目 9 の文化財公開事業については、令和 7 年度と同じく、建造物公開事業や出土品展、発表会等を行う。

項目 10 の緊急発掘調査事業は、例年通り遺物整理と報告書の刊行を行う。

項目 11 の歴史的風致維持向上計画推進事業、歴史的建造物整備活用事業は、令和 8 年度から文化財課の事業となった。歴史的形成建造物の指定に向けた調整を行うとともに、引き続き旧内野醤油店の整備を行っていく。

令和 8 年度の主要事業の予定は以上である。

質疑

委員

2 ページの修理等助成事業の所で、山車の修繕補助が自治会や保存会が所有する物に限られるというのは、現状かなり保存状態に大きな差が出ていることによるのか。寺社所有の物は、すでに補助の対象になっていたりするのか。

事務局

寺社を除くとしたのは、国の文化庁補助金でも良くあるが、政教分離ではないが宗教団体が直接所有する管理する物について、国や市からの直接補助はなかなかやりにくいものがあり、そういったもので寺社を除くとしている。

委員

原則もそうだが、特に困った状態になっているものはあるか。

事務局

この補助金を作って広報などで周知しているが、実は相談が20件近くあるが、うち数件、神社の神輿を修理したいという相談がある。なので、神社の神輿が万全の状態とは、やはり言いにくい状況だとは思っている。特に小田原市内でも中心部ではなく外側のエリアは、神社神輿しかそもそも無い所もあり、そういった所をどうするかという課題はあると思っている。

委員

神社の小さいところは、神輿があるかどうか分からないが、経営が苦しいという話を聞いたので、小田原ではどうなのかと思った。

事務局

やはり苦しいというのはあると思っている。宗教団体ではなく結局は地域の人が何人かで見ていた状況もあり、苦しいというお話は伺っている。

副委員長

神社で神輿を所有しているもので、危険になったものとかの把握は市でされているか。

事務局

令和2年度に全自治会に対して神輿・山車が何基あるか、どういう状況か、というアンケート調査をした。その中で自治会だけではなく神社の物についても回答いただいている所がいくつかあり、いくつかは把握している。自治会が絡んで管理している所はいくつか確認しているが、宗教団体の神社が自身で管理して所有している所については、細かい調査はまだできかねている所もある。

副委員長

宗教法人が売買される時代、調査だけはやっておいたほうが良い感じはする。

委員

今のことと関連して、山車等の修繕費を補助していただける形になったのは大変結構なことであるが、山車だけでお祭りができるわけではなくて提灯とか半纏とか色々付随するものがあるが、そういった部分はまだ補助の対象にならないのかと。あとは、獅子舞の獅子頭とか神楽の面とかそういったものは補助の網に今の所かかるのか。かかっているならば良いが、漏れていけばそういったところにも注意する必要があると思う。他自治体だとそういった所に申請があれば補助する制度があるところもあるので、その辺はどういう状況な

のかお伺いしたい。

事務局

山車神輿の補助金については、今年度初めて実施したこともあり、まずは本体修繕としている。山車の本体・車軸・車輪、神輿の本体・屋根・付随する鳳凰・飾り綱などを対象としている。飾り提灯については消耗品で、1年で換えている地区もある消耗品であるので、そこまでやると予算に限りがあるので全体に広まらないので、まずは本体を対象という形にさせていただいている。それは個人所有の法被・衣装についても同様である。神楽や獅子舞については、小田原市内でどれだけやっているか、一部神社で神楽巫女舞がある所はあるが、それ以外の自治会単位でどれだけやっているか、指定されている寿獅子舞などはあるが、それ以外についてはそれほど数多くないと思うが調査が行き届いていないので、そこについては何かの機会に確認できればとは思っている。今の所は神輿山車としてしているので、獅子舞や神楽の相談が来た時は、市の制度だけではなく、国や財団の制度について一緒に伴走しながら、何かしらの形で補助できればと思っている。

委員

市の制度で賄いきれない場合は、そうやって他の財団の補助を誘導していただけると良いと思う。消耗品等でも少額でも補助する財団もあるので、よろしくお願いします。

委員

山車等の補助金の対象は未指定だけか。指定されたものは入っていないか。

事務局

小田原市では指定している山車・神輿が無いので、全てが未指定のものになっている。

エ 小田原市文化財保存活用地域計画について

事務局が小田原市文化財保存活用地域計画の冊子に基づき説明。

令和5年度から3年間かけて策定に取り組んでいた小田原市文化財保存活用地域計画が、昨年12月に文化庁長官の認定を受けて、このたび冊子として刷り上がったので報告する。

こちらの計画策定に向けては、文化財保護委員会にて複数回協議させていただいたことを、改めてお礼申し上げる。また、副委員長に座長を務めていただいた小田原市文化財保存活用地域計画にかかる懇話会でも複数回協議いただいております。座長には小田原市長に対して完成報告をしていただいた。なお、こちらの計画については、小田原市のホームページにも掲載しており、広報小田原5月号に特集記事という形で1ページ掲載している。本日卓上配布した参考資料6の通り、広報小田原5月号に特集記事を載せた。少し文字が多

くなってしまうてなかなかなじめないというのがあるかもしれないが載せている。こういった形で計画について市民に広く周知するとともに、皆様の歴史文化や文化財に対する意識の醸成を図っていき、文化財の保存活用に努めてまいりたいと思う。

こちらの小田原市文化財保存活用地域計画については以上である。

質疑

委員

こちらの計画書は、頒布されるものなのか。

事務局

販売ではなく、市の施設などに配布し、閲覧とかそういった形にしていきたいと思う。

副委員長

これが完成した時、市長と歓談しながらお渡ししたが、その時にも概要版、もう少し市民が見やすい形を作ろうという話が出ていたが、その予定はどうか。

事務局

概要版でも文字が多いのではなかろうか、特に子供版をどうしようかというところは、いただいた意見である。なので、何かしらの形でホームページのほうでもわかりやすく、少し検討したい。絵が多くてもっと簡単なものを、検討していきたいと思う。

委員

とても立派な計画書ができたと思うが、これの検証はどのようにしていかれると考えているか。

事務局

検証については、計画の 127 ページに進捗管理、128 ページに指標と目標値を載せている。昨年度第 2 回の当委員会で、どのように進捗管理していくかと言うお話を、無理な目標ではないかなど色々なご意見をいただいた。折を見てこの委員会などで報告をできればと思っている。

委員

刷った当初に体制が変わってしまった。

事務局

色々と齟齬がある。計画を文化庁に出したのが 12 月の段階で、そのころにはまだ決まっておらずオープンにもなっていなかったので反映できなかった。

副委員長

部署が変わってしまった。

事務局

126 ページの部署がすでに変わっているというところがある。

副委員長

何らかの形で進捗管理の指標の示し方を。間が空いたら絶対できなくなってしまう。早い段階でまだ温かいうちにタッチしておかないといけないと思うので、来年度の最初の委員会では何か一つくらい報告できるようにしておけば良いと思う。

事務局

令和8年度からの計画なので、今年度この4月からを見ていって、折を見てご報告等できればと思っている。

(2) 協議事項

ア 市指定文化財新規候補物件（案）について

事務局が資料4に基づき説明。

資料4-1は、昨年度の第1回目の文化財保護委員会でも示しているが、現時点での新規指定候補の一覧である。この中から1ページ目中段やや下に色塗りしている剣持家文書、2ページ目の石切図屏風、こちらを中心に新規指定を調整させていただいている。

このうち剣持家文書については、一覧表の後にホチキス止めである、参考 令和7年度第2回文化財保護委員会会議資料、こちらにあるように昨年度第2回、12月に行った文化財保護委員会についてご説明させていただき、岩橋委員にもご解説いただいた。その後、資料のブラッシュアップを行いつつ、石切図屏風についても調査を行う予定であったが、調査にご協力いただく予定だった委員長との調整等により、調査を見送っている。また、例年3回ほど開催させていただいている委員会であるが、3月に行う予定であった令和7年度第3回委員会についても、そういった事情で開催を見送っている。ということで、一旦ここで、剣持家文書、石切図屏風についても、前回委員会からだいぶ間が空ってしまった中での本日のお話になる。なので、これは提案というか腹案であるが、今回は前回からだいぶ間が空いたので一旦現状確認という形にさせていただいて、今年度改めて諮問できるように調整させていただければと思う。以上が候補物件にさせていただいている剣持家文書と石切図屏風についての説明である。

続いて資料4-2は、もう1点の指定に関する事柄になる。こちらについては文化財候補一覧表には含まれていないが、所有者から文化財指定になりうるかというご相談があっ

たので、副委員長にもご同席いただき現地確認してきた。概要、調査日、寸法、外観が書いてあり、一番下に所見ということで副委員長からいただいた所見を記載してある。所見の下から2行目に、現時点で指定候補に加えるに足る条件を満たしていないのではなかろうかという所見をいただいている。また、裏面2ページ目の参考の中段の表、神奈川県内の大径木のカヤというのがあり、参考で指定を受けているカヤを載せている。この中で総世寺のカヤは小田原市ですでに市指定文化財（天然記念物）になっている。これの樹高や幹回りと比べると小ぶりにはなっている。こちらについては所有者からの、要望というか「どうなのかな」という軽い投げかけではあったが、それを踏まえて調査した結果の報告になる。現在新規に指定する候補と、それ以外にもいくつか候補がある中で、この伝肇寺のカヤについては、候補に加えない取り扱いとしても良いのではないかと思いますので、こちらについても諮らせていただく。説明は以上である。

質疑

委員

剣持家文書については、前任の市担当者と一緒に図書館で現物を見せていただいているし、図書館で担当の職員と下重先生も見えていただいたので、今後はぜひ今年度の指定に向けていきたいと思う。石切図屏風は、私も行くということでお話ししていたが調整が取れていないが、行ければ良いと思う。あと、ここで剣持家文書を指定したことによって、一部中世文書が指定されることになる。そうすると、この候補の一覧表に戦国期文書がいくつかあり、やはりそれも現物を確認して、確かな物であれば、併せて指定していかないとバランス取れないと思う。市民の方とか周りの方がご覧になったときに十分な指定ができていないという指摘も出てくるのではないかと思いますので、戦国期文書が確認できれば良いと思う。

事務局

今年度については、昨年度2件候補として剣持家文書と石切図屏風を出させていただいて、委員から他の戦国期文書もという話もある。文化財課としては一気に指定するよりも、細かく每期ごとに指定文化財を少しずつ増やしていければ良いと思っているので、そのような調整でお願いしたいと思っている。であるから、今年度指定した後、また来期に追加分の指定をというお話をかけさせていただくので、またそこでご意見をいただいて、途切れずに指定文化財を増やしていきたいと思っているが、いかがか。

委員

途切れずに行って、あと何年先かわからないが最終的に全部きれいに指定されている形になれば良いのではないかと思います。

委員

石切図屏風のほうは、昨年度説明されたが、佐々木さんのほうから全国でも唯一との説明があった。確かに、私は全国のお城をガイドしているが、見たことがない。石垣ファンにはかなりお城ファンの方も多いので、ぜひ小田原市の指定を取って進めていただいて、話題性もあるしできれば常設展示を。確か常設展示はしていなかったと思うが、難しいか。

事務局

石切図屏風については郷土文化館が所掌しているので、常設できるかどうかはそちらと調整と言うことになるかと思う。本来ならば令和7年度中に委員長を中心に委員にもご参加いただいて調査する予定であったが、日程等が合わなかったために調査できなかったのも、令和8年度中に調査して調書の案を作成して委員の皆さんに見ていただければと思っている。

委員

本物が難しかったとしても、レプリカを作るやり方もあると思うので、検討していただけると良い。

副委員長

伝肇寺のカヤのほうは見てきたが、総世寺のカヤのほうのはるかに立派。カヤ自体はこの地域にまあまあ大きさのものはあちこちに植わっていたり、野生のものがそのまま残っていたりする。少し気になったのは北原白秋との絡みで、そちらのほうで非常に重要だったというのがあると、考えなければいけない部分があるのかもしれない。だが純粋に樹木だけで見たときには、指定候補ではなく保存樹みたいな形で。比較的大きな木であることは確かなので、緑を残していこうという考え方の中での保存樹には良いかと思うが、天然記念物ということころまでは行きにくいと思った。

今回指定候補の中に、これくらいの大きさで入れてしまうと、多分色々なものが出てきてしまう。小田原市の天然記念物は、どちらかというと「この程度で入っている」というものがいくつかある。やはりある程度の様態があるものとか、あるいはこの地域にしか分布していないとか、日本全体でも稀とか、何かあれば良い。だが、ただ少し大きいから指定されているものが多く、中には寿命が短い木も入っているので、指定はしたけれどもそのうちに指定解除というのはやはりまずいと思う。そういう意味で、今回は指定候補までは入れないということで報告させていただいた。

指定候補の件については、剣持家文書は今年ある程度やってきたところで、今年度末までには諮問になると思う。石切図屏風は調査して調書を作りつつ、間に合えば諮問に持っていくというところでやっていきたいと思う。伝肇寺のカヤについては、今回調査したけれども、天然記念物の指定候補として挙げるところまではいかないということで、文化財課の提案のような形で進めていくということでもよろしいか。それではそのように事務局はよろしくお願いします。

(3) その他

事務局から3点説明

事務局

まず1点目は、今後の委員会の進め方。事務局の方で考えるが、委員の皆様にご相談させていただいて体制を整えさせていければと思う。今後ご相談することがあるかと思うが、ご承知おきいただきたい。

2点目は、埋蔵文化財包蔵地の関係で、小田原市としては広げたいが、県との調整が難航している。昨年度第2回では次回にまたお話をということをご提案させていただいたが、今回田尾委員がご欠席で専門の委員の先生がいらっしゃらないので、次回にもう一度ご説明させていただいて協議をさせていただければと思うので、ご承知おきいただければと思う。

事務局

3点目は、令和7年度主要事業結果と令和8年度主要事業でもお伝えしたが、旧内野醤油店の進捗状況についてご報告させていただく。以前、文化財保護委員会の皆様からご提出いただいた「旧内野醤油店の整備保存活用事業に対する意見書」については、その内容を遵守し整備を進めている。

令和8年度の旧内野醤油店であるが、旧内野醤油店の北側に生活用の占有橋が2本あるが、そのうち西側にかかる通路橋について保存できないかというご意見をいただいていたが、市の水路管理者と占有許可の権者と協議をした結果、老朽化が著しく崩落の可能性があるため撤去することとした。今回撤去するのは歩行用の所であるが、道路余地を広げるために広くかけている部分があるが、その面自体は道路用地なのでそのまま構わないということであった。1宅地1橋といって、1つの宅地から水路をまたぐのに橋は1本しかかけられないので、今あるどちらかを残す形になり、敷地から生活用の橋が2本出ているうちの1本は落とすようになっている。今後の整備等については、進展があった際に折を見て報告させていただくとともに、登録有形文化財の現状変更については県・国に遅滞の無いように報告してやっていくので、今後とも引き続きよろしくお願いする。

委員

意見がある。旧内野醤油店に関しては、板橋用水にかかっている2本の橋で、元々工場は取り壊して建物は完全に立て直すので、「渡るもの」として残してほしいということではなくて、敷地・施設と用水との関係から橋は残した方が良くと申し上げたが、基本的には今おっしゃったように1敷地1橋という、水路の管理として取り壊すという話を、既に歴史まちづくり係から伺っている。だが、交渉の仕方があったのではないかと心から思う。使用のために残していく橋と、そうではなくて記録のために残していく橋が同じ条件のも

とに審査されるというのはおかしいのではないかとと思っている。せっかく文化財課の中に歴史まちづくり係が移ったのであれば、こういう時にちゃんと機能していただけると良いというのが意見である。

事務局

今回、旧内野醤油店のことで委員の方々には意見書を出していただいたり、ご心配をかけたりして大変申し訳なく思っている。今回2橋あるところを1つ落とさざるを得なかったところは、こちらとしても残す方向で水路管理者とお話ししたが、原則として1宅地1橋というところがあり、条件が折り合わなかった。水路管理者から残す場合の条件としては「歴史的なもの」であるというものがあつたら例外ということがあつたかもしれないというお話はいただいていたが、旧内野醤油店を登録有形文化財にするときにその橋は登録有形文化財にしていなかったもので、また歴史的建造物の一部にもなっていなかったことから、今までただの橋ということになっているということで、今回どうしても条件が合わず落とさざるを得なかったところである。こちらのほうがそこまで思いが至らなかったというところもあるので、こういう結果になって申し訳ないと思っている。今後旧内野醤油店を活用する部分、工場棟を取り壊して新しく建物が建って、今後は板橋の交流の拠点として活用していきたいとは思っているので、またそこについてもご意見いただければと思う。

今回、歴史まちづくり係が新設されたが、こちらに歴史まちづくり係の者がいない。というのも、実は今日、歴史まちづくり協議会も同時刻に行っており、それも機構改革の前にそれぞれが決めて結果的に同時間帯になってしまった。1つになった時に話をしたがそれぞれの委員が忙しいのに、そこからまた調整が難しかったものでそれぞれ行わせていただいている。次回には歴史まちづくり係の者も出席するので、その時にもご意見いただければと思う。

副委員長

橋の件は、さかのぼって道路の一部にできないのかと思う所はある。

他に言っておきたいことはあるか。

委員会の進め方は、事務局のほうで次回までに考えておくのか。

事務局

どうしていくかということは、市内部でもまだ了解を得ていないので、内部で固めて委員の方々にお示しして、ご了解いただけるならその体制で行くようにやっていきたいと思っている。第2回目の時にお話しさせていただくか、その前に文書で「同意いただけるか」示すか、その辺も含めてご相談させていただければと思う。

委員

1つお願いをしておきたいことがある。事業の中に出てきた相模人形芝居総合調査は、令和7年度から始まって今年度2年目になって来年度報告書を刊行する予定で、4市合同で非常に大変な大掛かりな調査である。小田原市には多大なるご協力をいただいて感謝を申し上げるところである。内因としては順調に進んでいるが、お願いというのは、「どこかで知らない人たちが勝手にやっている事業」というのにはしたくなくて、これを市民の人たちに知ってもらうきっかけにしてほしいと思っている。つまり、こういうことをやっているという広報であるとか、相模人形芝居の下中座を知ってもらうきっかけとして色々な所で取り上げていただいて、観客を増やすとか知ってもらう人を増やすような材料として市としても動いてほしい。他市では広報に取り上げてくれたところもあるし、今回、神奈川県民俗芸能保存協会の会誌にも私が記事を書いた。5座大会の場面で、幕間に舞台上がって、私も皆に、こんなことをやっている、これは未来につなげるためであるとアピールした。その時に会場から、頑張れと声がかかって驚いたが、そういう状況である。あとは、年度ごとに報告会という形も取っている。令和7年度も平塚市で市民講座のような形で内容を報告させていただいた。ぜひそういう所にお運びいただいて、今ここまでわかった、調べてきた結果現状こういうことが現状わかっているということを知ってもらう機会もあるから、ぜひ市民の理解を得る材料として使っていただきたいと思う。民俗芸能の場合、観客が必要なので、知ってもらうことが第一であるから、そういった面もぜひお願いしたい。

副委員長

他にあるか。

それでは、「その他」も終わったので、進行を事務局のほうにお戻しする。

事務局

副委員長、どうもありがとうございました。次回第2回の委員会については、12月頃の日程で調整させていただきたいと思っているので、ご協力のほどよろしくお願いする。委員の皆様においてはご多忙の所ご出席いただき、誠にありがとうございました。以上をもって、令和8年度第1回小田原市文化財保護委員会を終了する。どうもありがとうございました。

以上